

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心農家に対する農地集積をすすめ農業の効率化を図る。
- ・ 宅地化が進んでいる場所も多く、農地の維持が難しくなっているが、できる限り遊休農地の解消に努めるとともに、遊休化した場合でも、草刈等の保全を協力して行う。
- ・ 鳥獣害被害に対しては、協力して有効な被害防止策をとっていきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東大月集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・後継者がいないため、認定農業者等に農地を預け集積していくこととなる。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

庄林集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・ネギ、里芋を庄林区の特産としていく。今後も担い手を中心に集積する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

堂本集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・人・農地プランに基づき、集落内中心農家への農地の集約を図り、中心農家の経営規模拡大を進め、将来的には、中心農家を主体とした生産組織への移行を目指す。
- ・当面は周辺の担い手と連携して農地を管理することとするが、将来的には広域的な組織の立ち上げを目指したい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

乾側地区（上丁）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

任意組織 1経営体（うち集落営農組織：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心農家による6次産業化を継続発展させる。
- ・ 中心農家に集積を進め、それぞれの経営体において、できるだけ団地化を進める。
- ・ 鳥獣害を少なくするよう、電気柵等の対策を継続して取り組む。
- ・ 下丁農業生産組合においては、法人化を目指していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

千歳集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心農家に対し集積を進めることで、集落内の農地を守り、集積されない農地についても地区住民が協力して遊休農地の発生の抑制に努める。
- ・ 有害鳥獣対策に対しては、地区住民が協力して取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下舌集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・各集落単位ではなく、広域的に農業経営を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

医王寺集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・現在、遊休農地はないが、出たときは経営体と協議して地域農業を維持管理する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

現在ある機械利用組合、第二生産組合を中心にして担い手や就農者を育成していく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

開発集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 3経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域の中心となる経営体へ農地集積を図り農業経営の効率化を目指す。
- ・集落ぐるみでハクビシン等の鳥獣害対策に取り組む。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

吉集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後とも地域の担い手となる農家に農地を集積していく。また、稲作農家においては、更なる園芸の導入を図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

今井集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域の中心的担い手に農地を集積、集約する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森山集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・担い手への農地集積を進めて、効率的な大規模経営を行う。
- ・個別農家は、里芋を中心とした高付加価値のある地域の特産品を、機械化等で省力化して高収益経営を目指す。
- ・また、地域の特性である鳥獣害に対して、集落全体で電気柵の設置等の積極的な取り組みを行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

森政領家集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・比較的規模の大きい農家が多く、水稻や里芋、ねぎの栽培をしながら自立している。
- ・現状をいかに維持していくかが今後の目標とする。
- ・他地区での受託も多くますます規模は大きくなると予想される。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上五条方集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・中心経営体が団地化した農地で効率良く営農できるよう、配慮しながら、農地の集積を促進する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

平沢集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3経営体（うち認定農業者：3経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ さといもの販売。
- ・ 地権者の要望が出た時点で、担い手・貸し手・地域の三者が話し合いの上、地域に不安を招くことなく集積に努める。
- ・ 遊休農地の防止に極力努める。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐開集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

任意組織 1経営体（うち集落営農組織：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・鳥獣害の有効対策を検討する。
- ・遊休農地の対策を検討する。
- ・TPP等、最近の農業情勢を考えれば、今後は小規模の農業では経営が成り立たなくなり、また国等の援助も受けられなくなるので、当面は生産組合を中心とした集落営農を続け、近い将来、法人化に向け検討する必要がある。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中西出集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がいない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 水稻を中心に特産のサトイモやネギなどの生産にも取り組む。
- ・ 商品として出荷できないサトイモを利用した新たな商品開発を行いたい。
- ・ 生産組織（機械利用組合）があるが、今後法人化なども含め検討していく必要がある。現段階では、中心農家への農地の集積を図り効率的な営農を促進し、農地を維持していく。
- ・ イノシシ、シカ、ハクビシンが増えてきており、電気柵等の対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北御門集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 4経営体（うち認定農業者：4経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内では一部、集積化が進んでいるが、集落内の担い手は高齢化や後継者不足のため、近接集落内の農業者6名を、中心となる農家と位置付け、農地集積や園芸の導入について、図っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

井ノ口集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落内において営農組織を立ち上げていくことが必要であるが、中心となるような若手の後継者が育っていない。ただ、個人個人で特産野菜を作っている者が3、4人おり、これらの者が中心となって営農組織を立ち上げることも考えられるが、これらの者が高齢なことや、集落全体でまとまって何かしていこうという空気はまだない。しかし、全体的には、いつまでも集落外の者に任せておくことが良いことではないと思っており、後継者対策とあわせて集落組織立ち上げに真剣に検討していきたい。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下麻生嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

個人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地所有者の意向を尊重し、集落営農者に貸し付けることも可能。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 当地区の農地は現在、約6割が担い手に集積されている。
- ・ 残り4割の農地においても後継者が確保できにくい現状であり今後は、担い手への集積が進んで行くと考えられる。
- ・ 課題としては、担い手への集積が進み耕作規模が拡大すると現在の設備規模では無理となるので、新たな設備投資が必要である。

- ・また、規模拡大をしたとき労働力も不足するが、出し手農家の労働力を有効利用する体制を構築していく方向を模索する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下唯野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・当地区の農地は、現在約6割が認定農業者に集積され、今後さらに高齢化が進み後継者が不足することが見込まれる。これを踏まえ、今後も認定農業者を地域の中心として位置づけ農地の集積を促進し、農地の維持を図る。
- ・規模拡大に伴う労働力の不足に対しては、出し手農家が草刈りや水管理を行うなど、地域の中心となる農家をサポートする体制を構築する。
- ・園芸生産組合等で転作地を借り受けし、共同作業による野菜等の栽培を行うことで、常に住民の顔が見えるコミュニティーのある集落を目指す。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上唯野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・地域の中心となる農家に農事組合法人あらしまを位置づけし、集落内の個人農家で営農を続けられなくなった場合の受け皿となり、地域の農業を担っていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

七板集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 6経営体（うち認定農業者：6経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 水稻以外に特産のサトイモなどの生産も取り組んでいく。
- ・ 農地の9割近くを集落内の農家で耕作し、残りは他集落に担い手にお願いしている。集落営農組織の立ち上げも検討し、中心となる農家へ農地を集積し担い手の効率的な営農に配慮していく。
- ・ イノシシやカラス、ハクビシンの被害が多く、対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上野集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 認定農業者による水稻栽培を中心に農地の集積を図り、農業経営におけるコスト削減を実現し、地区内での安定した運営を目指す。
- ・ また、新規就農者により水稻調整面積を麦・そばを中心とした基幹作物と露地野菜を含めた園芸作物により土地の有効活用を行う。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

柿ヶ嶋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・村岡孝治氏、山村喜一郎氏を地域の中心となる農家に位置づけたい。
- ・集落内で離農するような農家があるときは中間管理機構に預けていく方向で耕作放棄地を作らない。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

金山集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 2経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・高齡につき耕作できない場合は、現認定農業者に委託して面的農地集積に協力する。
- ・農地保全と鳥獣害対策には、非農家を含めて地域活動を維持する。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菘道集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・販路を開拓し、減農薬の野菜等の栽培にも取り組んでいきたい。
- ・地域に機械利用組合はあるが、集落営農を組織化に至っていない。耕作放棄地を出さないように、中心となる農家へ農地を集積するなど効率的な営農を促進する。
- ・カラス、ムジナ、イノシシ、ハクビシン、キツネなどの被害があるため、対策を講じていく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年1月13日

大野市長 岡田高大

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

伏石集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成28年1月13日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1経営体（うち認定農業者：1経営体）

個人 3経営体（うち認定農業者：2経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 区民は、地域の中心となる経営体に協力する。
- ・ 耕作放棄地を出さないようにする。